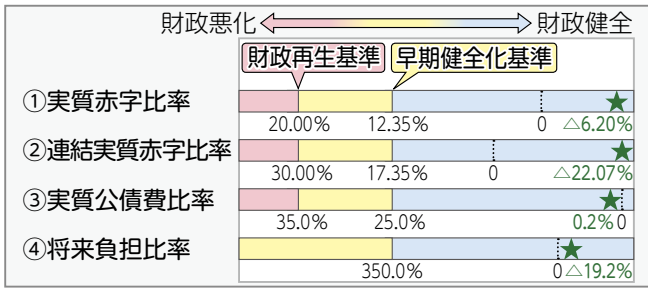
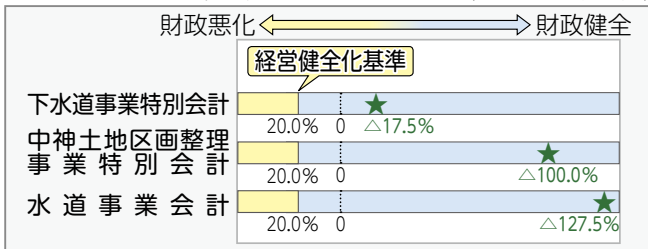


図1 健全化判断比率の状況 (★=昭島市の値)



※いずれも、市の財政規模に対する①一般会計の赤字額の割合、②特別会計などを含めた全会計の赤字額の割合、③全会計の借金の返済に充てた税など一般財源の割合(3か年平均)、④地方債(借金)残高など将来負担すべき実質的な負債の割合です。  
 ※①・②は赤字の程度を示す指標のため、黒字の場合は△(マイナス)表記となります。  
 ※④は負債の程度を示す指標のため、将来負担額を充当可能財源などが上回った場合は△(マイナス)表記となります。

図2 資金不足比率の状況 (★=昭島市の値)



※赤字の程度を示す指標のため、黒字の場合は△(マイナス)表記となります。

☆詳しくは、財政課へ。

今後安全・安心なまちづくりへの取り組みや市民の健康づくりの推進など、元気都市あきしまの確かな実現に向け、更なる行財政の健全化に取り組んでいきます。

地方公共団体の財政破綻を防ぐために国が定めた基準により、市では各指標を公表しています。これは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくものです。この指標が「早期健全化基準」を超えると財政健全化計画の作成などが義務付けられ、悪化した市の財政を建て直すこととなります。

また、水道事業などの公営企業の事業規模に対する赤字額の割合を示す資金不足比率は図2のとおりです。いずれの会計も赤字額はなかったため、経営健全化基準を下回り、「健全」という結果になりました。

昭島市の財政は「健全」でも「厳しい状況」  
 各指標の数値は、市の財政状況が「健全」であることを示す結果となりました。

しかし、黒字決算ではあるものの、3ページでお知らせしたように、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は92.8%と高い水準にあります。これは新たな施策の開始などに対応しづらいことを意味しており、健全化判断比率が良好であったとしても余裕はない状況です。

# 平成29年度決算に基づく 財政の健全化判断比率・資金不足比率を公表

## 詐欺のはがきに注意！

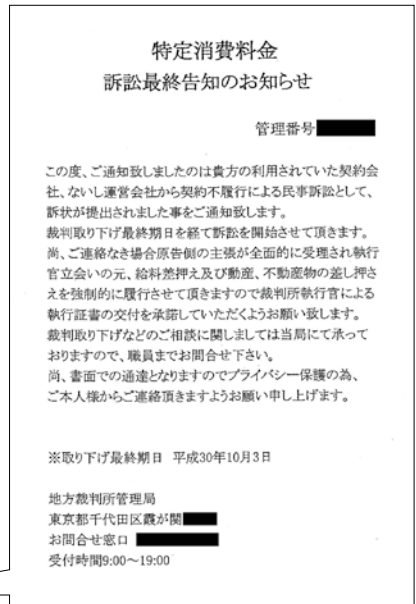
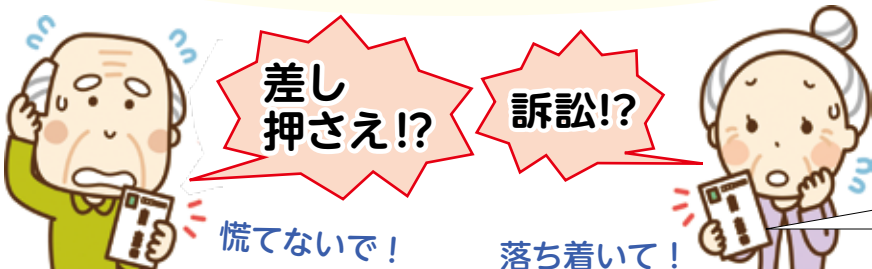
☆詳しくは、消費生活センター ☎544-9399へ。

地方裁判所、法務省などをかたった「特定消費料金 訴訟最終告知のお知らせ」というのはがきが、多数の市民の方に送付されています。

はがきには、訴訟や財産差し押さえなど、不安になる言葉が書かれています。しかし、これは詐欺です。実際にお金をだまし取られる被害が出ていますので、問い合わせ先には決して連絡しないでください。

このほかにも、身に覚えのない請求は、相手をしないことが大切です。

これは詐欺です。  
 問い合わせ先に、決して連絡してはいけません！



▲実際に届いたのはがきの内容